

建築・都市整備・道路委員会
平成 24 年 2 月 17 日
道 路 局

二級河川宇田川の河川管理権限委譲について

都市基盤河川改修事業が終了した二級河川宇田川について神奈川県から河川管理権限の委譲を受け、平成24年度から横浜市が管理します。

1 宇田川の概要

(1) 水系

二級河川（県知事管理河川）境川水系

(2) 河川延長

3,520m（起点：中田橋上流端（泉区中田南）、終点：境川合流点（戸塚区東俣野町、戸塚区俣野町））

(3) 都市基盤河川改修事業

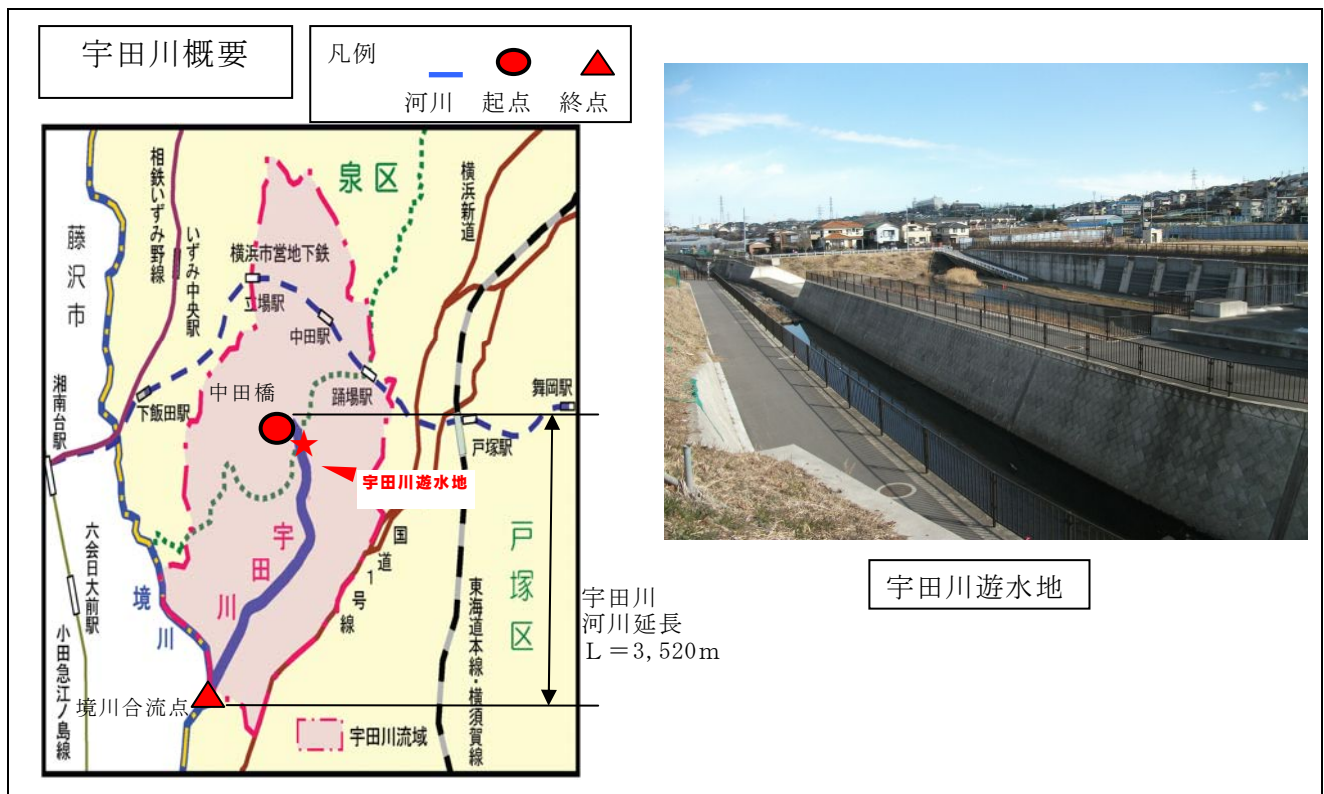
昭和45年度～平成22年度

(4) 改修規模

時間降雨量50ミリ対応

(5) 流域面積

11.86 km²



2 経緯及び今後の予定

- 平成11年12月 12指定都市市長連名で、国に対し、基本的に都道府県知事と同様の河川管理権限の委譲を要望
- 平成12年4月 政令指定都市の長が一・二級河川の管理ができるよう河川法改正
- 平成15年度～ 一級河川砂田川、梅田川が権限委譲により本市管理
- 平成16年度～ 一級河川鳥山川が権限委譲により本市管理
- 平成23年度～ 二級河川平戸永谷川が権限委譲により本市管理
- 平成23年9月30日 神奈川県知事あて横浜市長名で宇田川の委譲要望書提出
- 平成24年1月27日 河川法第10条第3項の規定に基づく県知事からの同意照会
- 平成24年2月2日 河川法に基づく同意照会に対する回答
- 平成24年3月（予定） 県公報告示
- 平成24年4月1日 施行

3 権限委譲のメリット

- (1) 公共下水道と合わせた総合的な浸水対策が図れます。
 - (2) 市民の参加による川づくりや水辺愛護会活動などがより一層充実されます。
 - (3) 河川に対する市民の要望や申請に対し、柔軟かつ迅速に対応することができま
- す。

【参考】河川法（昭和39年7月10日法律第167号、抜粋）

（一級河川の管理）

第9条（第1項及び第2項 省略）

- 3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（二級河川の管理）

第10条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

- 2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第3項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。